

広島県告示第224号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功^{しゅんこう}を次のとおり認可した。

平成27年3月26日

土生港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日^{しゅんこう}

平成27年3月18日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名^{しゅんこう}

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯 崎 英 彦

3 埋立区域

(1) 位置

第3工区

(A区域)

尾道市因島土生町字浜床192番11、192番11に接する突堤及び同町字箱崎55番5の地先公有水面

(B区域)

尾道市因島土生町字箱崎55番の地先公有水面

(2) 区域

第3工区

(A区域)

次の各地点のうち、①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒6489，東経133度10分09秒9879，標高20.81m）から120度29分48秒 266.12mの地点

②の地点 ①の地点から 207度48分25秒 1.17mの地点

③の地点 ②の地点から 207度48分25秒 1.89mの地点

④の地点 ③の地点から 297度49分50秒 25.43mの地点

⑤の地点 ④の地点から 97度58分26秒 1.51mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 80度30分20秒 2.05mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 80度29分17秒 1.15mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 116度16分29秒 12.18mの地点
(B区域)

次の各地点のうち、⑫の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び⑫の地点と⑯の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

⑫の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」(北緯34度17分40秒6489, 東経133度10分09秒9879, 標高20.81m) から121度58分46秒 212.75mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 297度48分33秒 15.16mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 21度42分13秒 1.96mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 27度52分41秒 0.41mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から 126度45分53秒 12.47mの地点

(3) 面積

第3工区

(A区域)

63.03平方メートル

(B区域)

17.47平方メートル

合計

80.50平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成18年3月24日 広島県告示第323号

(平成18年3月15日付け指令港管第148号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

尾道市